

兵庫県インフルエンザ等対策行動計画への反映状況

【令和6年度第2回兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議における委員からのご意見】

【第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針①】

主な内容	改定案への反映
<p>【第2回有識者会議委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は」という表現は「患者の発生が集中してしまった場合は」の方がわかりやすい。 「ジェンダーに対する配慮」という表現が具体的に何を指すのかわかりやすい言葉で書くべきである。「性差（ジェンダー）による不利益を生じないような配慮をする」等。 「新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方」で、「日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等～」の文言の最初に換気を挙げるべきである。 観察と評価の視点を入れるべきである。P10表の対応期の部分で、「常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し～」の後に「定期的に観察と評価をし」等の文言を入れる等。 	<p>○意見を受けて記載を修正 【県行動計画の記載内容】 第2部第1章 (P.8) ・・・患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合は、</p> <p>○意見を受けて記載を修正 【県行動計画の記載内容】 第2部第2章 (P.9) ・・・人権に配慮すること、特に性差（ジェンダー）による不利益が生じないような配慮や、こどもや高齢者等の社会的弱者への配慮、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが県民生活及び県民経済に与える影響等を総合的に勘案し、・・・</p> <p>第2部第4章 (P.16) ・・・新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、性差（ジェンダー）による不利益が生じないよう配慮するとともに、外国人、こどもや高齢者など、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。</p> <p>○「換気」を追記 【県行動計画の記載内容】 第2部第2章 (P.9) 新型インフルエンザ等対策は、日頃からの換気、手洗い、マスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。</p> <p>○意見を受けて記載を修正 【県行動計画の記載内容】 第2部第2章 (P.10) 図表1中「対応期」に追記 また、定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて、必要な低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。</p>

兵庫県インフルエンザ等対策行動計画への反映状況

【令和6年度第2回兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議における委員からのご意見】

【第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針②】

主な内容	改定案への反映
<p>【第2回有識者会議委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「感染者や医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく」の部分は、「感染者・医療従事者・特定の年齢層や社会背景を持つ人達等に対する～」とするべき。 コロナ検証で「高齢者施設をはじめとする社会福祉施設の対策強化」が挙げられているように、福祉部の役割は大きいので、福祉部に関する表記を増やすべきである。「研修や訓練の実施を通じた人材の育成」に福祉分野を含める等。 (8) 県における役割分担【県の体制】「県内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いが把握された場合」は「国内外で」の誤り。また、表のレイアウトの修正が必要（時系列が右から左になっている）。 	<p>○意見を受けて記載を修正 【県行動計画の記載内容】 第2部第4章 (P.16) ・・・感染者やその家族、医療関係者、<u>特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等</u>に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、・・・</p> <p>○意見を受けて記載を修正 【県行動計画の記載内容】 第2部第4章(6) (P.16) 感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等においては、必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、<u>関係機関との連携体制の構築や人材育成等、有事に備えた準備</u>を行う。</p> <p>○意見を受けて記載を修正 【県行動計画の記載内容】 第2部第5章(8) (P.21) ・・・<u>国内外で</u>新型インフルエンザ等の発生の疑いが把握された場合には・・・</p> <p>図表は、時期に応じた実施体制と有識者会議との関係を示す図表に差し替え。 元の図表は、第3部第1章の図表 (P.28) と一部重複があったため、レイアウト修正の上、統合。</p>

兵庫県インフルエンザ等対策行動計画への反映状況

【令和6年度第2回兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議における委員からのご意見】

【第3部 第1章 実施体制】

主な内容	改定案への反映
<p>【第2回有識者会議委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議の副会長は保健医療部次長より保健医療部長のほうがいいのではないかと思う。 ・大規模な自然災害と感染症の対策本部が同時に立ち上がる想定し、両方に応えるべきである。 	<p>○調整中</p> <p>○意見を受けて追記</p> <p>【県行動計画の記載内容】</p> <p>第2部第4章(7) (P.17)</p> <p>・・・感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、県及び市町は、国も含めて互いに連携しながら、発生地域における状況を適切に把握する。また、必要に応じて、対策本部事務局等の人員体制の拡充や、避難所における感染症対策の強化、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。</p>

【第3部 第4章 情報提供・リスクコミュニケーション】

主な内容	改定案への反映
<p>【第2回有識者会議委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションだけでなく、ヘルスリテラシーの強化についても、準備期から行うことにも含めるべきである。 	<p>○記載済</p> <p>【県行動計画の記載内容】</p> <p>第3部第4章第1節(1) (P.44)</p> <p>平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに・・・</p>

兵庫県インフルエンザ等対策行動計画への反映状況

【令和6年度第2回兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議における委員からのご意見】

【第3部 第6章 まん延防止】

主な内容	改定案への反映
<p>【第2回有識者会議委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有事の際は近隣府県と連携の取れた分かりやすい情報提供をお願いしたい。 	<p>○記載済</p> <p>【県行動計画の記載内容】</p> <p>第3部第6章第3節 3-1-5 (P.59) 県は、外出自粛要請等の社会活動制限を行う場合、必要に応じて、関西広域連合の広域連合委員会を活用して、<u>近隣府県等との連携・調整を行う。</u></p>

【第3部 第8章 医療】

主な内容	改定案への反映
<p>【第2回有識者会議委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流行初期以降の入院調整について、感染の状況に応じて、勧告入院による感染拡大防止が期待できない状況になった場合は、勧告入院から医療の必要性に基づく入院に切り替えることができるよう、柔軟な対応ができる文言にするべきである。 ・医療の必要性に基づく入院に切り替わった後は、保健所ではなく医療機関間で入院調整を行う（バックアップにCCC-Hyogo等が付く）方針を計画に記載するべきである。 	<p>○意見を受けて記載を修正及び追記</p> <p>【県行動計画の記載内容】</p> <p>第3部第8章第3節 3-2-2-1 (及び第3部11章第3節 3-3-2-1) (P.76、P.98) ④県等は、<u>国におけるリスク評価や地域の感染状況を踏まえ、基礎疾患を持つ患者等重症化する可能性が高い患者の優先的な入院や患者の病状に応じた入院を調整する</u>とともに、 ⑤県等は、③、④の実施に当たっては、<u>地域の実情を踏まえ、準備期に整備した医療提供体制とその役割分担に基づき実施する。</u></p>